



4 上下水道をつなぐ

(1) 【水道】給水装置について

Q³⁵ 水道を引きたいのですが、どうしたらよいですか？

A 工事を行う際は、指定給水装置工事事業者にご連絡ください。指定工事店以外で工事を行うと違反工事（法律違反）となり、工事をやり直していただく場合もあります。
⇒26～28ページ 指定工事店一覧表参照



問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

Q³⁶ 水道を引くための工事費用はいくらになりますか？

A 工事費用は、現地の状況により異なりますので、事前に指定給水装置工事事業者へ連絡し、工事の内容と費用等の見積り（2～3社）を取ることをおすすめします。
⇒26～28ページ 指定工事店一覧表参照
この他、水道加入金（下表）、承認手数料（800円）と検査手数料（4,000円）がお客様の負担になります。

【口径ごとの水道加入金】

メーター口径	水道加入金(税込)	給水栓(蛇口)数
13ミリ	55,000円	1から6栓まで
20ミリ	124,300円	7から12栓まで
25ミリ	275,000円	13から24栓まで

※30ミリ以上については、下記までお問い合わせください。

問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

Q³⁷

4階以上の建物ですが、受水槽なしで給水できますか？

A

増圧ポンプ(ブースターポンプ)を取り付けて水道本管の水圧を増圧することで、受水槽を経由せずに直接蛇口まで給水することができます。この給水方法を、直結増圧式給水といいます。直結増圧式給水では受水槽が不要となるため、受水槽の管理・清掃の手間が省け、スペースを有効活用することができます。



【直結増圧式給水のイメージ】

直結増圧式給水のメリット

- 1 直接、蛇口に新鮮な水が届きます。
- 2 受水槽の清掃や点検等のメンテナンス費用が不要になります。
- 3 受水槽設置スペース分の土地を有効活用できます。
- 4 水道本管の圧力を利用できるので、電気代が軽減されます。

※いくつかの適用条件がありますので、下記へお問合せください。

問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

3
コラム
column

「水道水の水質が悪いので浄水器が必要です」と業者に言われたら??

上下水道局では安全な水を24時間お送りしています。一部で、水質への危機感をあおって高額な浄水器を購入させようとする業者がいるようですが、その場で契約せずに水質に関する疑問があれば、水質検査センター（☎674-1399）までお問合せください。

なお、購入に関するトラブルは、消費生活センター（☎616-1547）にご相談ください。



(2)【下水道】排水設備について

Q³⁸

下水道につなぐにはどうしたらよいですか？

A

下水道を使用するには、宅地内に設置されている「公共ます」に排水管をつなぐ工事が必要となります。

工事を行う際は、排水設備指定工事店にご連絡ください。指定工事店以外で工事を行うと違反工事(法律違反)となり、工事をやり直していただく場合もあります。

⇒26～28ページ 指定工事店一覧表参照



問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

Q³⁹

下水道につなぐための費用はいくらになりますか？

A

工事費用は、現地の状況により異なりますので、事前に排水設備指定工事店へ連絡し、工事の内容と費用等の見積り(2～3社)を取ることをおすすめします。

⇒26～28ページ 指定工事店一覧表参照

この他、計画確認手数料(800円)、検査手数料(1,400円)がお客様の負担になります。

問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

4
コラム
column

必ず下水道に接続しなければならないの？

下水道法により、公共下水道が整備された地域にお住まいの方は生活排水等は速やかに、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造し、下水道へ接続することが定められています。

下水道に接続すると、汚れた水をきれいにしてから川へ戻すので、川がきれいになります。また、汚れた水が側溝に流れることもないため、まちが清潔になります。

Q⁴⁰

水洗便所に改造するための助成制度はありますか？

A

くみ取り式便所を水洗便所に改造する場合や、浄化槽を取り壊して公共下水道に直接流す場合の工事資金の融資あっせんを行っています。融資を受ける際の利子を上下水道局で負担する制度であり、工事費の補助金ではありません。

また、生活扶助世帯のくみ取り式便所を水洗便所に改造するための費用を補助しています。

制度のご利用には、条件がありますので排水設備指定工事店にご相談ください。

なお、工事終了後では利用できません。

⇒26～28ページ 指定工事店一覧表参照

【融資金額】

建物1棟につき便所1か所	70万円以内
建物1棟につき便所2か所以上	140万円以内

※農業集落排水処理施設へ接続する場合にも、同様の融資あっせん制度がありますので、下記までお問合せください。



問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

Q⁴¹

公共下水道以外の生活排水処理について教えてください。

A

公共下水道以外の生活排水処理は、農業集落排水処理施設、地域下水処理施設、工業団地排水処理施設、浄化槽があります。維持管理や接続に関することは、下記までお問合せください。

浄化槽について 問 水質管理課 計画指導グループ ☎633-2001

浄化槽以外（維持管理） 問 下水道管理課 管きよ維持グループ ☎633-3391

浄化槽以外（接続） 問 工事受付センター 管理指導グループ ☎633-3419

接続工事受付グループ ☎633-3164

5

コラム
column

「下水道事業受益者負担金(分担金)制度」とは？

下水道の施設は、道路や公園のような一般の公共施設とは違い、利用者が特定の人に限られていますので、下水道事業を公費（国費や市費）だけでまかなうことは、下水道の恩恵を受けない人たちにまで負担をかけることとなります。

そこで、公共下水道が整備される区域内の土地の所有者などに、土地の面積に応じて、一度限り建設事業費の一部の負担をお願いしているものが受益者負担金（分担金）制度です。